



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*24 和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

(経営支援課)..... 1

規 則

和歌山県規則第24号

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県農業協同組合法施行細則 (平成14年和歌山県規則第70号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出)</p> <p>第47条 組合は、法第97条の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>規則第231条第1項第3号 (農業協同組合にあっては、同項第1号) に掲げる場合 農業協同組合法施行規則第68条 (農業協同組合にあっては、第62条) 各号に掲げる事由により他の会社を子会社としたことに係る届出書 (別記第61号様式)</u></p> <p>(7) <u>規則第231条第1項第4号 (農業協同組合にあっては、同項第2号) に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面</u></p> <p>ア <u>規則第231条第1項第3号 (農業協同組合にあっては、同項第1号) に規定する子会社 (新規事業分野開拓会社等の子会社を除く。) が名称又は本店の所在地の変更 (変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。) を行った場合 子会社の名称 (本店の所在地) の変更に係る届出書 (別記第63号様式)</u></p> <p>イ <u>当該子会社が主な業務の内容の変更を行った場合 子会社の業務内容の変更に係る届出書 (別記第65号様式)</u></p> <p>ウ <u>当該子会社が合併を行った場合 子会社の合併に係る届出書 (別記第66号様式)</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第47条 組合は、法第97条の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>規則第231条第1項第4号 (農業協同組合にあっては、同項第1号) に掲げる場合 農業協同組合法施行規則第68条 (農業協同組合にあっては、第62条) 各号に掲げる事由により他の会社を子会社としたことに係る届出書 (別記第61号様式)</u></p> <p>(7) <u>規則第231条第1項第5号 (農業協同組合にあっては、同項第2号) に掲げる場合 子会社の議決権の取得 (又は保有) 届出書 (別記第62号様式)</u></p> <p>(8) <u>規則第231条第1項第6号 (農業協同組合にあっては、同項第3号) に掲げる場合 子会社の名称等の変更に係る届出書 (別記第63号様式) 、子会社の本店所在地の変更に係る届出書 (別記第64号様式) 、子会社の業務内容の変更に係る届出書 (別記第65号様式) 、子会社の合併に係る届出書 (別記第66号様式) 又は子会社の解散 (又は業務の全部の廃止) に係る届出書 (別記第67号様式)</u></p>

- エ 当該子会社が業務の全部の廃止を行った場合(法第97条第10号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第11号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。) 子会社の業務の全部の廃止に係る届出書(別記第67号様式)
- (8) 規則第231条第1項第5号に掲げる場合 特殊関係者を新たに有することとなったことに係る届出書(別記第68号様式)
- (9) 規則第231条第1項第6号に掲げる場合 特殊関係者でなくなったことに係る届出書(別記第69号様式)
- (10) 規則第231条第1項第9号に掲げる場合 基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社(又は特殊関係者)の業務内容の変更に係る届出書(別記第70号様式)
- (11) 規則第231条第1項第10号(農業協同組合にあっては、同項第7号)に掲げる場合 他の会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は保有)届出書(別記第71号様式)
- (12) 規則第231条第1項第11号(農業協同組合にあっては、同項第8号)に掲げる場合 基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち、基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなったことに係る届出書(別記第72号様式)
- (13) 規則第231条第1項第17号に掲げる場合 会計監査人就任届出書(別記第75号様式)
- (14) 規則第231条第1項第18号に掲げる場合 不祥事件等の概要報告書(別記第77号様式)
- (9) 規則第231条第1項第11号(農業協同組合にあっては、同項第7号)に掲げる場合 国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は保有)届出書(別記第68号様式)
- (10) 規則第231条第1項第12号(農業協同組合にあっては、同項第8号)に掲げる場合 子会社対象会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は保有)に係る届出書(別記第69号様式)
- (11) 規則第231条第1項第13号(農業協同組合にあっては、同項第9号)に掲げる場合 基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち、基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなったことに係る届出書(別記第70号様式)
- (12) 規則第231条第1項第14号(農業協同組合にあっては、同項第10号)に掲げる場合 基準議決権数を超えて議決権を保有する会社の業務内容の変更に係る届出書(別記第71号様式)
- (13) 規則第231条第1項第15号に掲げる場合 特殊関係者を新たに有することとなったことに係る届出書(別記第72号様式)
- (14) 規則第231条第1項第16号に掲げる場合 特殊関係者でなくなったことに係る届出書(別記第73号様式)
- (15) 規則第231条第1項第17号に掲げる場合 特殊関係者の業務内容の変更に係る届出書(別記第74号様式)
- (16) 規則第231条第1項第21号に掲げる場合 会計監査人就任届出書(別記第75号様式)
- (17) 規則第231条第1項第22号に掲げる場合 不祥事件等の概要報告書(別記第77号様式)
- (準用)
第62条 第49条、第50条、第52条から第56条まで及び前条の規定は、農業協同組合及び農業協同組合連合会に対しこれを準用する。
2 第50条及び前条の規定は、県の区域を地区とする組合法人に対し、これを準用する。

別記第61号様式を次のように改める。

別記第61号様式 (第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
組合名
代表理事 氏名

農業協同組合法施行規則第68条 (農業協同組合にあつては、第62条) 各号に掲げる事由により他の会社を子会社としたことに係る届出書

農業協同組合法第11条の68第3項 (農業協同組合にあつては、第11条の64第3項) の規定に基づく組合若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は農業協同組合法施行規則第68条第1項 (農業協同組合にあつては、第62条) 各号に掲げる事由により他の会社を子会社としましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第3号 (農業協同組合にあつては、第1号) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

子会社と した会社 の概要	名称		
	本店の所在地		
	業務の内容		
	会社の状況 (直近の決算期より) (注)	売上高： 総資産： 経常損益： 資本金： 当期損益：	
	役員の役職名及び氏名		
	役員及び従業員の数		
	保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	
	主要株主等の構成	A社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
		B社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
		C社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
子会社とした理由	(規則第68条 (又は第62条) 第 号該当)		
子会社とした日	年 月 日 ()		

(注) 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する (本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

(添付書類)

- 1 子会社とした会社の役員の履歴書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第62号様式を次のように改める。

別記第62号様式 削除

別記第63号様式を次のように改める。

別記第63号様式 (第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
組合名
代表理事 氏名

子会社の名称 (本店の所在地) の変更に係る届出書

〇〇が名称 (本店の所在地) を変更することとなりましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第4号 (農業協同組合にあっては、第2号) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称	変更前	
	変更後	
本店の所在地	変更前	
	変更後	
変更予定日	年 月 日 ()	

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第64号様式を次のように改める。

別記第64号様式 削除

別記第65号様式中「第231条第1項第6号」を「第231条第1項第4号」に、「第3号」を「第2号」に改める。

別記第66号様式から別記第72号様式までを次のように改める。

別記第66号様式 (第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
組合名
代表理事 氏名

子会社の合併に係る届出書

〇〇が合併することとなりましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第4号（農業協同組合にあっては、第2号）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

新会社の概要 ① 名称 ② 本店の所在地 ③ 資本金 ④ 株主構成 ⑤ 役員の役職名及び氏名 ⑥ 従業員数 ⑦ 事業内容						
旧会社の概要 上記①～⑦						
合併の形態						
合併の理由						
合併の期日	年 月 日 ()					
(単位：百万円)						
業 績 予 想	区分	前々期 実績	前 期 実績	当 期 見込み	翌 期 予想	翌々期 予想
	・・・ 営業収益					
	営業費用					
	営業利益					
	・・・ 経常利益					
・・・ 当期利益						
・・・						

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第67号様式 (第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
組合名
代表理事 氏名

子会社の業務の全部の廃止に係る届出書

〇〇が業務の全部を廃止することとなりましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第4号（農業協同組合にあっては、第2号）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

廃業子会社の名称	
本店の所在地	
資本金	
株主構成	
役員	
従業員数	
業務内容	
廃業の理由	
廃業の期日	年 月 日 ()

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第68号様式 (第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
組合名
代表理事 氏名

特殊関係者を新たに有することとなったことに係る届出書

〇〇を特殊関係者として新たに有することになりましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第5号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称	
本店の所在地	
業務の内容	
会社の状況	売上高： 総資産： 経常損益： 資本金： 当期損益：
取締役及び監査役の役職及び氏名 (注)	
役員及び従業員の数	
保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者となった理由	
主要株主等の構成	A社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) B社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) C社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
届出事由発生日	年 月 日 ()

(注) 当該組合出身の役員の場合には、その旨を記載する。

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第69号様式 (第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
組合名
代表理事 氏名

特殊関係者でなくなったことに係る届出書

〇〇が特殊関係者でなくなりましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第6号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称	
本店の所在地	
業務の内容	
保有議決権数	個 (議決権に対する割合 %)
特殊関係者でなくなった理由	
届出事由発生日	年 月 日 ()

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第70号様式 (第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
組合名
代表理事 氏名

基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社 (又は特殊関係者) の業務内容の変更に係る届出書

〇〇が業務の内容を変更することになりましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第9号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称		
本店の所在地		
業務の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
会社の状況	売上高 : 経常損益 : 当期損益 :	総資産 : 資本金 :
取締役及び監査役の役職及び氏名 (注)		
役員及び従業員の数		
保有議決権数	個 (議決権に対する割合 %)	
主要株主等の構成	A社	個 (議決権に対する割合 %)
	B社	個 (議決権に対する割合 %)
	C社	個 (議決権に対する割合 %)
変更予定日	年 月 日 ()	

(注) 当該組合出身の役員の場合には、その旨を記載する。

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第71号様式 (第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

組合名

代表理事 氏名

他の会社の基準議決権数を超える議決権の取得 (又は保有) 届出書

〇〇の基準議決権数を超える議決権を取得 (又は保有) しましたので、農業協同組合法第 97 条第 12 号及び農業協同組合法施行規則第 231 条第 1 項第 10 号 (農業協同組合にあつては、第 7 号) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称				
本店の所在地				
業務の内容				
会社の状況 (直近の決算期より) (注1)	売上高 :	総資産 :		
	経常損益 :	資本金 :		
	当期損益 :			
総株主等の議決権・保有議決権数の状況		届出事由 発生前① (注6)	届出事由 発生後①	増減 (②-①)
	総株主等の議決権 (注2、7)	個	個	個
	保有議決権数 (注3、4)	個	個	個
	保有議決権割合 (注3)	%	%	%
議決権取得 (又は保有) の理由 (注5)	(根拠条文 : 農業協同組合法施行規則第73条 (又は第63条) 第 () 号)			
起算日	年 月 日 () (注7)			

(注)

1 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること (本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

2 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「定時株主総会等招集通知の受領時 (以下「判明時」という。) に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。

なお、小規模非上場会社等の招集通知に「総株主等の議決権」の記載がない場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない。
(この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。注4において同じ。)

3 「保有議決権数」及び「保有議決権割合」について

届出者とその子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までの計数を記入すること。

4 保有議決権数の算定方法

判明時に有する当該会社の議決権の数とする。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「議決権」の記載がない場合には、所有する「株式等の数」等を「議決権数」とみなして差し支えない。

5 農業協同組合法施行規則第63条第1項(又は第73条)(以下「規則」という。)第6号から第8号までの事由による場合は「総株主の議決権数の減少」として一括記載することで差し支えない。

6 「届出事由発生前」について

その発生事由が平成14年3月31日以前に起因する場合には、株式数で本欄を記載しても差し支えない。

7 届出期限等

届出(超過)要因	届出期限	起算日 *注1	総株主等の議決権 *注7
規則第1号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日(注2)時点の議決権数(以下「基準日議決権数」という。)
規則第2号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数
規則第3号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数+取得に係る議決権数
規則第4号	株主総会決議日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数+当該議決に係る議決権総数
規則第5号	転換日を含む月の翌月末営業日	転換日	基準日議決権数+当該転換に係る議決権総数
規則第6号、第7号及び第8号の一部 (以下の場合を除く。)*注3	定時株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数
規則第8号の一部 (金庫株取得の場合)*注4	*注5	届出日	基準日議決権数*注6
規則第8号の一部 (合併・営業譲渡等株主総会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。)	株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数+総会決議に係る議決権数
規則第9号	届出(超過)要因に基づき、規則第1号から第8号までに準じて個別に判断すること。		

注1: 基準議決権数を超過して取得又は保有した日をいう。

注2: 会社法(平成17年法律第86号)第124条第1項に規定する「基準日」をいう。

注3: 相続で単元未満株式が発生する場合など、僅少な超過が理論上想定し得るが、その場合は、本要因に含めて取扱って差し支えない。

注4: 会社法第113条第4項に規定する自己株式をいう。

注5: ① 枠を議決した株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日

② 枠の実行を月次等の開示で知った日を含む月の翌々月末営業日(非上場等で枠の実行の開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日)のいずれかを選択した方法で届けるものとする(選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残枠を含めた数で届け出ても差し支えない。)

注6: 注5②により届け出る場合の「総株主等の議決権」は、基準日時点の議決権数にその後の開示情報で加減調整した議決権数を用いるものとする。

注7: 「総株主等の議決権」の算定に当たって、複数の事由が重なる場合は、各々の事由による方法による直近時の議決権数に調整したものをを用いるものとする。

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第72号様式 (第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
組合名
代表理事 氏名

基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち、基準議決権数を
超える部分の議決権を保有しなくなったことに係る届出書

〇〇の議決権の基準議決権数を超えて保有する部分の議決権を保有しなくなりましたので、農業
協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第11号（農業協同組合に
あつては、第8号）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称				
本店の所在地				
業務の内容				
総株主等の議決権・保 有議決権数の状況		届出事由 発生前① (注 5)	届出事由 発生後①	増減 (②-①)
	総株主等の議決権 (注1、6)	個	個	個
	保有議決権数 (注2、3)	個	個	個
	保有議決権割合 (注2)	%	%	%
議決権を基準議決 数を超えて取得 (又は保 有) した時の理由 (注 4)	(根拠条文：農業協同組合法施行規則第73条 (又は第63条) 第 () 号)			
基準議決権数を超え る部分の議決権を保 有しなくなった日	年 月 日 ()			

(注)

1 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「定時株主総会等招集通知の受領時 (以下「判明時」という。) に把握できる基準日
時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。

なお、小規模非上場会社等の招集通知に「総株主等の議決権」の記載がない場合には、当該
通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない
(この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。注6において同じ。)

2 「保有議決権数」及び「保有議決権割合」について

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までの計数を記入すること。

3 保有議決権数の算定方法

判明時に有する当該会社の議決権の数とする。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「議決権」の記載がない場合には、所有する「株式等の数」等を「議決権数」とみなして差し支えない。

4 農業協同組合法施行規則第63条第1項(又は第73条)(以下「規則」という。)第6号から第8号までの事由による場合は、「総株主の議決権数の減少」と記載して差し支えない。

5 「届出事由発生前」について

当該発生前事由が平成14年3月31日以前に起因する場合は、株式数で本欄に記載して差し支えない。

6 届出期限等

届出(超過)要因	届出期限	起算日 *注1	総株主等の議決権 *注7
規則第1号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日(注2)時点の議決権数(以下「基準日議決権数」という。)
規則第2号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数
規則第3号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数+取得に係る議決権数
規則第4号	株主総会決議日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数+当該議決に係る議決権総数
規則第5号	転換日を含む月の翌月末営業日	転換日	基準日議決権数+当該転換に係る議決権総数
規則第6号、第7号及び第8号の一部 (以下の場合を除く。) *注3	定時株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数
規則第8号の一部 (金庫株取得の場合) *注4	*注5	届出日	基準日議決権数 *注6
規則第8号の一部 (合併・営業譲渡等株主総会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。)	株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数+総会決議に係る議決権数
規則第9号	届出(超過)要因に基づき、規則第1号から第8号までに準じて個別に判断すること。		

注1: 基準議決権数を超過して取得又は保有した日をいう。

注2: 会社法(平成17年法律第86号)第124条第1項に規定する「基準日」をいう。

注3: 相続で単元未満株式が発生する場合など、僅少な超過が理論上想定し得るが、その場合は、本要因に含めて取扱って差し支えない。

注4: 会社法第113条第4項に規定する自己株式をいう。

注5: ① 株を議決した株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日

② 株の実行を月次等の開示で知った日を含む月の翌々月末営業日(非上場等で株の実行の開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日)のいずれか選択した方法で届けるものとする(選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残株を含めた数で届け出ても差し支えない。)

注6： 注5②により届け出る場合の「総株主等の議決権」は、基準日時点の議決権数にその後の開示情報で加減調整した議決権数を用いるものとする。

注7： 「総株主等の議決権」の算定に当たって、複数の事由が重なる場合は、各々の事由による方法による直近時の議決権数に調整したものをを用いるものとする。

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第73号様式及び別記第74号様式を次のように改める。

別記第73号様式・別記第74号様式 削除

別記第75号様式中「第231条第1項第21号」を「第231条第1項第17号」に改める。

別記第77号様式中「第231条第1項第22号」を「第231条第1項第18号」に、「第231条第4項」を「第231条第6項」に改める。

別記第78号様式を次のように改める。

別記第78号様式 (第48条関係)

特定農業協同組合承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
組合名
代表者職氏名

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条の規定により農業協同組合法施行令第31条等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等に関する告示 (平成13年金融庁・農林水産省告示第19号。以下「特定農業協同組合告示」という。) 第2条第1項第1号又は第2号に該当するものとして、特定農業協同組合の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 余裕金の運用先拡大の必要性
- 2 今後の余裕金運用の基本的考え方
- 3 信用農業協同組合連合会との調整の経過
- 4 特定農業協同組合の基準及び承認の要件の適合状況

(1) 貯金及び定期積金の合計額 億円
(年 月1日から 年 月末日までの平均残高)

(参考) 過去5か年間の貯金等の推移 (単位: 百万円)

区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度
貯金額						
定期積金額						
計						

(記載上の注意)

- 1 事業年度の平均残高により記入すること。
- 2 5年以内に合併している場合は、合併以後とする (以下同じ。)

(2) 財務内容等

ア 単体自己資本の比率 (年度末)

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				

コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
自己資本比率				
自己資本比率 (ハ) / (ニ)		%		%

(記載上の注意)

この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、農業協同組合法（以下「法」という。）第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

(参考) 過去5か年間の単体自己資本比率の推移

(単位：%)

区分	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率						

ア-2 連結自己資本の比率 (年度末)

(単位: 百万円)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				

うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)		%		%

(記載上の注意)

この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

(参考) 過去5か年間の連結自己資本比率の推移

(単位: %)

	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
区分						
自己資本比率						

イ 剰余金又は損失金 (年度)

(単位: 百万円)

項目	金額	備考
当期剰余金又は損失金 (a)		
前期繰越剰余金又は損失金 (b)		
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金 (a+b)		

(記載上の注意)

損失金の場合は金額に△を表示する。

ウ その他財務内容及び事業運営に関し特記すべき事項

(ア) 財務内容 (特定農業協同組合告示第2条第1項第1号ロ(3)に定める合計額の状況等)

(イ) 事業運営 (違法・不正事案及び紛争事案の状況等)

(3) 事業執行体制

ア 常勤理事及び参事の状況

役職名	氏名	専門担当職務	勤務の状況	備考

(記載上の注意)

- 1 組合長を除く常勤理事及び参事について記載する。
- 2 専門担当職務が定められていない場合は、その欄を空欄とする。
- 3 「職務の状況」欄は、1週間における平均的な出勤日数を記載する。
- 4 特定農業協同組合告示第2条第1項第2号に該当する特定農業協同組合として承認を受けようとする場合は、添付書類の「(8) その他参考となる資料」として、市場運用及び事務管理担当理事とリスク管理担当理事が同号ロ(1)を満たしていることがわかる書類を添付する。

イ 余裕金運用に係る担当部門の設置及び担当職員の状況

担当部	担当課 (室)	業務区分	職員数		備考
				うち運用担当職員数	

(記載上の注意)

- 1 職務権限規程により記入する。
- 2 「業務区分」欄には、当該職員の業務の区分について、市場運用、事務管理、リスク管理の別を記載する。
- 3 特定農業協同組合告示第2条第1項第2号に該当する特定農業協同組合として承認を受けようとする場合は、「備考」欄に次のとおり記載する。
 - (1) 市場運用担当部門については、余裕金運用に係る専任職員の人数及び当該専任職員の業務経験期間を記入する。
 - (2) 事務管理担当部門及びリスク管理担当部門については、余裕金運用に係る担当職員の業務経験期間を記入する。
 また、申請に当たっては、添付書類の「(8) その他参考となる資料」として、当該職員の兼任状況がわかる資料及び業務経験期間を証明する職歴等の書類を添付する。

ウ 内部けん制体制及び内部監査体制

(ア) 余裕金運用に係る業務の職務権限

項目	職務分掌	権限者				
		組合長	常勤理事	参事	部長	課長

(記載上の注意)

職務権限規程により記入する。

(イ) 内部監査体制の概要

a 内部監査担当部門

区分	担当部署	職員数	備考
内部監査			

(記載上の注意)

監事が常勤の場合は、備考欄にその旨を記載する。

b 内部監査の実施状況

(添付資料)

- (1) 貯金及び定期積金の合計額の直近2年間の月別平均残高
- (2) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（連結財務諸表を含む。）
- (3) 組織図
- (4) 職務権限規程
- (5) 余裕金運用規程
- (6) 内部監査規程
- (7) 理事会（当該事項について経営管理委員会で議決を行った場合には経営管理委員会）議事録
謄本
- (8) その他参考となる書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第78号様式の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の和歌山県農業協同組合法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。